

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

事務所のある宮下銀座が朝日新聞で紹介されました。額に「八」の字の模様を持つ猫を店主らが「幸せの招き猫」として商店街の再興に夢を託しているという記事です。

商店街と言えばシャッターの降りた店舗が目立ちます。大企業でさえ単独で生き残るのが難しい時代になってきています。

昭和のレトロな商店街として格好の被写体の揃っている宮下銀座商店会も会長のなり手がなく解散の状態です。全国で始めて猫を商店会会長にして、多彩なイベントで活性化し、賑わいを創造し続けて欲しいものです。継続は力です。

私の書棚より

○リスクは高くてはいけない、でも低く抑えすぎても勝負すらできない。

○会社や組織に対して目標を公言し、それを成してみせるという決意で群れつくる必要があり、そして成功のための法則をつくらないと、大きな組織をつくることはできない。

「孫正義 リーダーのための
意思決定の極意」
ソフトバンクアカデミア特別講義 光文社新書

税務アンテナ

□保証債務を履行するために資産を譲渡した場合、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使できなくなったときは、その行使できなくなった金額については、譲渡所得の計算上譲渡収入金額はなかったものとみなされます。

父の連帯保証人となっている子が父の債務を相続した後に資産を譲渡した場合には、この適用はありませんが、父が連帯保証人であり、保証債務の履行を請求されていたとき、その保証人の地位を子が相続により承継した後に資産を譲渡した場合には、保証債務の履行のための譲渡とみなされます。

□使用しなくなった固定資産で、廃棄、取壊し費用が多額になるため、現状のまま使用を廃止したものは、使用価値を失ったことが客観的に立証されるならば、処分見込価額を残して除却損として必要経費や損金算入することが認められており、これを「有姿除却」と言います。

ただし、不景気のために一時休止している機械は景気が回復すれば使用再開が可能であり、中古資産として転売可能なものは、転売先で引き続き固定資産として使用されるため、除却や転売に伴う損失が見込まれたとしても、有姿除却はできません。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

9月の税務スケジュール

10日	○ 8月分の源泉所得税の納付 (休日につき 12日)
30日	○ 7月決算法人の確定申告 ○ 24年1月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 10月、24年1月、4月決算法人の消費税中間申告
30日	○ 9月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『エンディングまで泣くんじゃない』 by ゲーテ